

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

(株)第三者評価機構 静岡評価調査室

②施設・事業所情報

名称：よこすか保育園	種別：保育所	
代表者氏名：秋定淳子	定員（利用人数）： 90名	
所在地：掛川市横須賀 1371-3		
TEL：0537-48-2258	ホームページ：http://www.oosukaen.or.jp/yokosuka	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成14年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 大須賀苑		
職員数	常勤職員： 11名 非常勤職員 8名	
専門職員	保育士 18名 栄養士（委託業者） 1名	
	嘱託医（内科・歯科） 2名 調理員（委託業者） 3名	
施設・設備 の概要	（居室数）	遊戯室・厨房・事務所・トイレ
	年齢別保育室 5室	教材室・園庭・プール・遊具

③理念・基本方針

保育方針「温かな雰囲気の中で、子どもたちが安心して過ごすことができるように、そして安心してすごすなかで、今大事な心と体の力が育まれていくように努める。」
保育目標
「こころも からだも げんきな子」

④施設・事業所の特徴的な取組

・個の尊重 一人ひとりを大事にした保育

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和1年9月1日（契約日） ～ 令和2年3月31日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回（平成 22年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◎理念・方針に基づく保育が推進されており、子どもが子どもらしく闊達である

異年齢児がペアを組み、給食を一緒に食べる様子を視認した。年長児は少し頑張ってお兄さん、お姉さんらしく振る舞い、年少児は「僕も（お兄さんのように）できるんだ」と自我を発揮する姿がそこにはあり、「僕、おかわりしようかな〜」「わたしねえ、沢山食べられるんだよ」と屈託なく気持ちを表しており、自ら進んで行動できる様子に頼もしさが垣間見え、また年少の子の手を年長の子が引いて誘導する姿に成長の跡を受け止めた。

「利用者（子ども）一人ひとりが、その人（その子）らしく自立した生活を営むことができるように支えることを目指す」「温かな雰囲気の中で、子どもたちが安心して過ごすことができるように、そして安心して過ごすなかで、今大事な心と力と体が育まれていくように努める」「自己肯定感を育む」ことが実践できていることはわずかな時間でも十分受けとめることができた。

◎園務会を機能させ、不十分さを補完する力に秀でている

年齢の違う子ども達とも接する機会をつくり、「あのねえ、〇〇ちゃんのお姉ちゃんがね〜」と、異年齢の園児間で名前を言い合う馴染みも生まれ、また保育者も通りすがりに担当クラスでない子どもに声をかけていて、一つの家族のように映る場面もある。これはひとえに管理者（園長）をはじめとする園務会（課長（＝管理者）・係長・主任をメンバーとする）が機能しているからと思われる。また、一方で職員が研鑽しなくてはならない場面を園務会がフォローすることで職員が乗り越えていないのではと危惧される点も記録の取り方や保護者アンケートから確認されている。したがって、この秀でている点は現状不具合の補完機能であるとの認識で、「職員の補充と教育」「書面整備」「マネジメントサイクルに乗せる仕組みづくり」への取組みを望む。

◇改善を求められる点

◎取組む事柄は、先ずは「5W+3H」、特に「なぜするのか」を明文化する

回答が不明瞭な点において、確認を進めていくと「やっている」ことが浮き彫りになること何度かあり、それとともに「実際はやっている」のに文言化できていないことで今回の評価が「不十分（b）」となった面は否めない。推察の範疇であり、また一つのたとえとなるが、「目の前の取組みをこなして山を乗り越えてきたものの（何事も決めたことは達成してきている）、地図がなかったり（目的の明文化）、天候の記録などがなかったため（何をどのように推進したか）、条件が変わると（質問の仕方によっては）「どうやって登ったのかを第三者に説明しにくい」のでは、と受けとめた。「なぜ、するのか」を今後は明文化していく、経過記録を残すことを期待する。

◎園務会は随時ではなく定期開催のうえ、評価を位置付ける

本来は「職員の補充」と「職員の教育」が急務と考えるが、外部環境に左右されることのため、内部で実現できる域が大きいこととして、前述の2点を進めつつも園務会の位置づけを見直すことを期待する。

① マネジメントサイクルに基づいた取組みを行うために昨年より「夕礼」を位置付け、その日の振り返りと翌日の保育について話し合うようにしたが、諸事情で中断している→再開

②現在の園務会は「急ぐもの」に重きが置かれているように映る。園務会が目の中の保育者の手助けとともに、「中長期で何をすべきか」ということについて改めて検討のうえ、「急ぎではないが重要なもの」に取り組んでいく

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回9年ぶりの受診でしたが、自分たちの足りていない部分が浮き彫りになり、今後は是正していかななくてはいけないことが明確になりました。特に、園で取り組んでいることについて、考察・評価が欠けていたり、やっているのにそれが活かしきれていないことが多かったため、一つひとつのことについて、きちんと振り返り、職員で共有し、次の手立てを考えていくようにマネジメントサイクルを実行していきたいと思ひます。また、評価していただいたことについては、今後も更に研鑽しながら取り組んでいきたいと思ひます。

令和3年度に認定こども園を開園するにあたり、開園の前に第三者評価を受審させていただいたことは、大変意義のあるものであったと思ひます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>園の保育構想を明文化し玄関・事務所・各保育室に掲示するとともに、理念や基本方針を園要覧やホームページに記載、園の向かう方向を内外に示している。理念や基本方針が職員に説明されるのは主に年度末の職員会議における次年度の説明のときであり不十分といえ、また家族アンケートからも全職員が理念・方針を共有していると、確認できない。「保育のしおり」に保育構想を載せて毎年全家庭に配布しており、3月の保育参観時でわかりやすく実物見本を示し、また4月の保護者総会では園長（以下、管理者）が保護者をロールプレイに誘い、実演を交えることで理解と共感の伴う説明会とするも、理念や基本方針の周知状況を確認する仕組みはない。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>市内園長会年3回、掛川小笠保育士会における理事会が3回、保育連合会（県西部地域）1回、県の保育連合会、保育士会は各1回と、年間で保育業界における会議が頻回にあり、都度現状における情報を得ており、毎月の職員会議で口頭報告している。また認定こども園を令和3年度開園するにあたり、幼稚園を含めた子どもの数や今後の動向についても努めて収集してはいるが、「業界全体の動向」「地域の福祉計画」「こども園化に向けたハウツー」においていずれも分析までは及んでいない。コスト分析については、半年の仮決算と年間の決算における利用者推移や資金繰りの数字管理で叶っている。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	b
<p><コメント></p>		

小さな案件は園務会（課長（＝管理者）・係長・主任をメンバーとする）において日々の問題点を話し合い、大きなものは法人の理事会において議案にあげ、共に検討を重ねてはいるが、保育者不足の解決には至っていない。園内で改善すべき課題については、その都度職員会議において職員に周知している。保育者不足の中、毎日の業務に追われている感があり、課題における具体的な取組みは遂行されていない。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の策定はおこなわれていない。ただし、令和3年の認定こども園開園を踏まえ、中・長期的なビジョンを明確にしたうえで、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容とした計画を策定していきたいとしている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画がないため反映されたものではないが、毎年単年度の事業計画を作成しており、前年度の実績と評価等を踏まえ、当該年度に必要な事柄を具体的に明記している。また内容は、行事に留まらず、保育構想やその年の具体的な取組み、内部・外部研修の計画等を表記している。ただし、数値目標や成果設定ができていないため、実施状況の評価ができていない内容となっている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画はまずは各クラスで話し合い、その内容を書面にて園務会へあげて協議され、理事長の承認を経て職員に発表されるという形をとり、基本全員参画で臨んでいる。年2回おこなう法人の内部監査において実施状況の報告をおこない、その後法人の理事会にて事業報告をおこなう仕組みはあるも、園が年度はじめに用意した事業計画を年度の途中で見直し、評価しているという意識は薄く（仕組みをこなすのみに留まる）、不十分である。保護者アンケートによる園評価が見直しの要素になってはいるが、事業計画を職員、保護者が直接評価する機会はない。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p><コメント></p> <p>行事計画を盛り込んだ『保育のしおり』を保護者参観や総会で配付、保護者に説明しているが、事業計画が記載された『保育園経営書』は職員が保持するにとどまる。『事業計画書』『上半期事業報告 本人内部監査』は玄関に設置、公開されている。『保育のしおり』を通じて、保育構想は図を多用するなどして「わかりやすく」伝えることはできているも、事業計画の説明、周知は成されていない。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>現場の保育については、その日のことは夕礼で、また週案・月案を單元ごとに振り返り、毎月の職員会議の中では保育構想に基づき見直している。年に1度、「子どもとのかかわり」「保育環境」「保護者とのかかわり」「他の保育者とかかわり」「年齢別・担当別のかかわり」と、108もの項目に類別された『自己評価』に取り組んでおり（職員が個別に評価、後に集計により園評価とみなしている）、組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している一方で、平成22年度に受審した第三者評価における自己評価へ継続されていない。評価結果は園務会にて分析・検討されている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>園務会にて分析・検討された評価結果は、事業報告に記載している。日々の課題については職員会議等で周知を図り、ヒューマンエラーの改善には教育・指導という方法を主としており、研修係の職員が園内研修の計画を立て中心となって推進している。ただし、いずれの改善策においても書面におけるPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）がないため、事業計画の一つひとつにおける見直しとともに、日々生じる課題解決への実効性は乏しいように映る。実際、保護者アンケートでも課題が1年間見送られていたケースを確認している。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>よこすか保育園職員園務における組織図のトップにあり、職務も統括・管理全般と明記されており、掛川小笠保育士会理事会、掛川乳幼児教育未来学会理事をはじめとする公務を遂行して外部に園のリーダーであることを示してはいるが、本件の自己評価においては「自らの経営や管理に関する方針や取組みを明確にできていない」「役割や責任を表明できていない」としている。家族アンケートでは「園長先生は良い人」と評され、園務会という、いわゆる運営組織を成り立たせていることからフォローワー型リーダーであることが見え、方針や取組みを表明しているかについては不十分である。管理者が不在の場合には係長が管理者の</p>		

役割と責任を持つようになってきているが明示はない。ただし、『事故発生対応組織図』では主任が代行者であることが確認された。

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
----	--	---

<コメント>
 管理者は遵守すべき法令等を十分に把握・理解しているとは言えないものの、園務会というある意味第三者的なチェック・フォロー機能もあり、利害関係者と適切な関係を保持出来ている。また全国社会福祉協議会や全国社会福祉法人経営者協議会等の研修会へ意欲的に参加、保育以外の事柄についても学ぶように努めている。法人が推進する苦情解決委員会（毎月）には苦情解決責任者が、また個人情報対策委員会（隔月）には管理者と係長が出席しており、内容は職員会議で報告されるとともに、個人情報保護法についてはその取扱いについて『保育園のしおり』にも記載、職員にも周知を図っている。県主催のキャリアアップに係るリーダー研修には危機管理が含まれる等呱呱に学びの機会はあるも、遵守すべき法令全般について職員に周知するというには不十分である。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>
 管理者は園内の見廻りを兼ね保育の様子を観察するとともに、係長・主任との連絡を密にし、職員の質や保育についての現状を把握するように努めている。また週案に目を通し、「ねらい」に基づく保育のおさえができていないか、また実践の振り返りは確かなのかについて考察のうえ必要であれば助言することはあるも、保育の質の現状について定期的、継続的な評価をおこなう仕組みはない。1年間の評価から課題を打ち出し、次年度園内研修で課題を改善できるようにしているが、半期または四半期での見直しがあるとよい。保育者の経験が3年以上の職員には全員キャリアアップ研修を受講させたいとして年内に8名（内3名は分野別のみ）を予定しており、一覧表も作成のうえ、堅固に推進している。

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
----	--	---

<コメント>
 定期的に資金繰りを見直し、またローテーション勤務の適正化に注視はしているが、業務の効率化などに向けた分析は不十分である。職員のほぼ半数が子育て世代であるため、できるだけ有休を取りやすくし働きやすい職場となるよう心がけており、人員充足には手作りポスターを周辺に貼りだすなど先頭に立ち行動を起こしている。実際、以前他園での経験がありその後他の職業に付いていたが再び保育の仕事をとということで本園に就職した職員が2名いる。現状における課題を把握し、改善につなげるよう毎月の園務会で共通理解を図るとともに、法人内にある他1園と法人役員とで年3回の経営協議の場をもっている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画は確立していないが、来るこども園開設も踏まえ、今後の重点課題としてあげている。「短時間の職員が多いため、手薄になる時間帯を補うことのできる人材の確保に努めている」「人員体制については、変形労働制に対応できる職員が少ない」との自己評価が現わすように、人材確保について後手の対応に追われており、本来の採用・育成設計が微弱である。現状は静岡県社会福祉協議会や静岡県でおこなう「お仕事相談会」等の就活フェアに努めて参加、法人本部の児童福祉部長と今後のことについて相談してはいるが、いずれも書面化における推進には至っていない。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」としては示せてはいないが、『保育園経営書』の中に記載の「保育の質の向上」は、例えば「ドキュメンテーションから子どもを読み取る力を培っていく」というように、保育者に求める年度の取組みは具体的に現わしている。また各職員に配布の給与規程の中に『職員の職位・職責による等級表』『昇給基準表』を整え、職名・職務内容に基づき求められる能力が把握できるようにはしているが、処遇改善にとりかかかったばかりのため、評価見直しの段階には至っていない。年に数回個人面談を実施、今後についての思いや考えを聞く機会があり、意向や要望は園務会で検討され、可能な事柄については実施している。総合的に不十分なため今後に向け、法人児童福祉部として見直しをしていくこととしている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>本年度からスタートした年5日の有給休暇義務化に準じて厚生休暇取得には管理者自ら進捗把握に努め、また法人では加えて誕生日休暇も設定している。年に1回、ストレスチェックをおこない、福利厚生としてメンタルカウンセリングサービス（24時間電話相談可能、メンタルにとどまらず生活習慣病サポートも含む）に入会、職員が個別に利用できるようにしている。育休を取って復帰する職員が多く、3人目を出産した職員も3名おり30、40代の職員が7割を占めている。時間外については時間外労働の申請書並びに命令書を以て業務内容を精査しており、必要以上の時間外労働がないようにするとともに、子育てしながら働くことに配慮した管理者の采配と職員間の協力があることは覗えるが、組織として「なぜ復帰したいと思う」か、は明らかでない。明確に掴み、今後の体制に反映させることを期待する。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」は明確ではないが、給与規程の中で、『職員の職位・職責による等級』を</p>		

<p>定めており、求められている事柄は示されている。毎年、年度初めに個人目標を立てており、年度当初・中間・年度末と定めた個人面談に絡めてマネジメントサイクルに乗せている。また『個人目標計画』は、計画日・評価日・自分の状況・個人目標・中間の振り返り・一年の反省と評価・園長のコメント（助言・指導）と細目に渡り、取組みが把握しやすいものとなっている。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	c
<p><コメント></p> <p>園が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に「期待する職員像」の明示はなく、職員に求める専門的な技術や資格の整備が不十分であり、「目指す姿に育てる」との観念が伴う教育・研修計画の策定もないため、その見直しもおこなわれていない。ただし、キャリアアップ研修へ積極的に参加させるとともに、『かけがわ乳幼児教育未来学会』『掛川小笠保育士会』をはじめとする所属団体で繰り返し専門研修があり、結果として外部研修への参加は30余にのぼる。年度の園内研修では、「テーマ」「ねらい」「研修方法」を予め定めており、タレなどを通じて毎日子どもの姿を通して実践を振り返るとい実務性の高いものが推進されている。園内研修における毎年のテーマは前年度の見直しによって策定されているが、評価にまでは及んでいない。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>階層別やテーマ別研修は実施されていないが、前年度の現場における反省を踏まえた園内研修を毎年企画しており、今年度は、「～あそびの中の学びとは～」をテーマに、「子どもの姿を深く読み取る目を培う」ことをねらいとし、エピソードに基づくことで実務に実る学びの機会としている。新任研修は法人内の決まり事や社会人になるにあつての心構えなどを内容として3日間開催され、また副主任が新任指導者として1年間フォローにあたっている。現状の職員不足が影響して全職員が集まって研修をおこなうことがなかなか難しく、前述の園内研修も毎月3グループに分かれて実施している。主任・副主任については処遇改善に伴うキャリアアップ研修を勧奨、参加できるよう配置を工夫している。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>実習中等の保育に関わる専門職の育成に関する基本姿勢の明文化、マニュアル整備、専門職種の特性に配慮したプログラム等、書面化されたものはないが、実習生の受入れは積極的である。横須賀高校の1年生の保育体験学習、2年生のインターンシップでは実習中の心構えなどを伝えるオリエンテーションをおこなっている。今後は実習生等の研修・育成に必要なとされるマニュアルやプログラムの整備をしていきたいとしており、実習生をモデルに理念にもとづく保育がより可視化できることを期待する。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>改正された社会福祉法に則り、事業運営の透明性に努めることに力を入れ、ホームページをリニューアルした（但し、B/Sなどについては法人単位のため法人HP）。園の理念や基本方針、保育の内容、行事の計画・報告の公開とともに、保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、苦情並びに改善報告のほか保護者アンケートの結果も併せてホームページにて公表されている。また年1回「地域公開日」を設け、子ども育成支援協議会、主任児童委員、祖父母、中学校区内の幼小中高の教員を招き、公開保育をおこなっている。さらに学園化構想研究会の部会が年3～4回、全体研修が年2回執り行われており、地域で児童育成に携わるメンバーに向けて園の活動を理解してもらえよう発信している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人にて『経理規程』『事務細則』が備わるも、職員は内容をすべて把握はしていない。『職務分掌』については『保育園経営書』に示すことで職員の手元にはあるが、どこまで理解しているかの確認は成されていない。法人として外部の専門家による会計監査を受けており、また園においても上半期の事業報告と年間の事業報告の年2回、業務と会計について内部監査をおこなっている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>地域との関わりについて基本的な考え方を文書化してはいないが、保育構想の中では《いろいろな遊び・経験から育てていこう》人とのかかわりをもとうと示し、多くの人々と関わり合いながら成長してゆく姿を支えようとの考えを保育者間で共有している。「地域公開日」のほか、子どもの作品の児童館展示や小学校の行事への参加もあり、お楽しみ会には手品ボランティア、「畑の先生」と親しみを込めて呼ぶ近隣農家と、応援者が沢山いる。特筆すべきは、子ども育成支援の会長が「平均台が剥げていたから」とペンキで塗装を施して下さったことである。横須賀高校の伝統芸能部の見学会受入れや、0歳児から参加する遠州横須賀三熊野神社大祭等、地域ぐるみで子育てをする文化が残っていることに支えられている状況にあり、園としてのリーディングは十分といえない。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p><コメント></p>		

<p>地元高校が授業の一環としておこなう保育体験や、中学生のキャリアアップ研修、高校生のインターンシップを毎年受入れているが、地域の学校教育への協力について基本姿勢を明文化していない。また、絵本ボランティアの来訪も大いに歓迎しているが、こちらも受入れに関する基本姿勢の明文化はなく、マニュアルの備えもない。総じて本件に係る必要な書面、研修や支援の準備はないものの、子ども育成支援協議会における地域コーディネーターが、学校教育に関するボランティア窓口として位置付けられている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント> 個の支援を必要とする子どもと保護者への案内やフォローが適切におこなえるよう、専門機関をはじめとする地域の社会資源をリスト化のうえ事務所に設置、職員が共有している。近くに専門機関がなく、離れてはいるものの市内中心部にある「ことばの教室」や発達センターと連絡を取り合い、個の支援の充実に努めている。地域には子ども育成支援協議会（※1）と学園化構想研究会（※2）というこどもの育成に係る取組みがあり、園も定期連絡会に出席するなど一翼を担っている。また気になる家庭については、直ちに市の「こども希望課」に連絡、対応を検討のうえ状況に応じて児童相談所に繋げるとともに、毎月報告書を市に提出するとの取り決めもある。 ※1 子ども育成支援協議会は「みんなで育てよう！大須賀っ子」をスローガンに、地域住民・保護者・園・学校が連携強化を図っている ※2 学園化構想研究会は、大須賀中学校区の園児・児童・生徒の健全育成を推進するため、掛川市教育委員会及び各園・学校との連携をとり、運営委員会や推進委員会、その他3つの研究部会を設けて活動している。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント> 保幼小中学校との連携としては学園化構想研究会が設置され、定期的な委員会（年複数回）で話し合う場がある。発達支援関係については、発達支援会議（年2回）に参加することで、普段入手できにくい専門家との情報交換が叶っており、乳幼児保健会（年2回）では地域の情報共有が図られている。他にもこども育成支援協議会等の活動団体の活動もあり、地域の福祉ニーズの把握に努めるも、いずれも割り当てられた感があり、そこから波及した成果も今のところは見られず「積極的に」とは言い難い。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント> 地域の具体的な福祉ニーズの把握はできていないが、公立の保育所から当法人管轄となった平成14年より祝祭日保育を無料でおこない、共働き家族を応援している（但し働き方改革等に伴い、土曜・祝祭日共に利用する園児数が減っているため、逆に職員配置が難しい状況を生んでいる）。今年度の取組みとしては、掛川市社会福祉法人等社会貢献研究会に参画、「福祉 なんでも相談窓口」を設置することで、保育以外の相談にも応ずる態勢を地域に示して</p>		

いる。本年は思いもかけず職員体制が脆弱となり（体調不良で退職、家庭の都合で正規からパートへ移行など）、また令和3年度に開園の認定こども園建設に向けての作業もあって繁忙を極めており、公益的な活動に向き合えていないが、地域に何かできることとして昨年より職員が交替で週1回、子どもたちが普段遊び場としている近くの公園の清掃活動をおこなっている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の理念、園の方針に基づき「子どもが安心して過ごせるよう支援する」という事を保育構想や事業計画で謳い、年度末の会議等で共有した『保育の内容に関する全体的な計画（以下、全体的な計画）』から職員は週案策定へとつなげ現場に反映している。また『全体的な計画』の中に「保育所の社会的な責任」との項目を設け、「子どもを尊重した保育の基本姿勢」を明瞭に示している。子どもを尊重した保育の提供に関して明文化したものはないが、常に職員が目にすることができるよう『全国保育士会倫理綱領』を事務所に掲示のうえ、主に乳幼児主任・係長が職員一人ひとりの保育について把握をしている。必要に応じて園務会にて検討のうえ指導に入ることはあるが記録に乏しく、また定点的な評価はない。毎年、掛川市人権擁護委員に人権の講義を依頼、また掛川市社会福祉協議会のマスコットが心を育てる講話で来園している。園では、個の支援を必要とする子どもや、外国籍の子どもを積極的に受入れてきており、様々な違いのある子どもたちと、子どもも職員も自然に友和しているが、保護者を巻き込んでの取組みは不十分である。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の就業規則第3章服務（禁止行為）第16条（2）において、「職務上の秘密事項及び不利益となる事項を他に漏らさぬこと」と定め、職員に周知するとともに、採用時には誓約書に基づき同意を得るようにしている。個人情報に関する基本規程、虐待対応マニュアルは備わるも、職員の研修機会はない。決して新しい設備ではないため限られた環境の下、プライバシー保護に職員が配慮し、例えば年長の着替えでは巻タオルを使用するといったことが定着している。子どもと保護者にプライバシー保護の取組みの周知できてはいないが、『保育のしおり』には「個人情報の取り扱い」について記載されている。また不適切な事象が起きた場合の対応も書面化されたものはない。ただし、係長・課長が当該職員と面談による聞き取りの後、部長また理事長に報告相談するという手順は明瞭と成っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a

<p><コメント></p> <p>『園要覧』は市役所をはじめとする公共施設に常時設置、利用希望者の保育所選択に必要な情報を提供している。『保育のしおり』については図やイラストを取り入れ、わかりやすくなっており、2度目の受審ということから毎年見直しに取り組んでいることが十分覗える。また利用希望者については、オリエンテーションをおこない、『保育のしおり』を基に具体的に説明をしている。また見学者には、園内を回りながら時間帯によっては子どもたちの姿を見てもらうようにしており、そこから園が大切にしていることを伝えるよう努めている。利用希望者に対する情報提供については毎年職員全員で見なおしをおこない、「登園をICTで電子管理するようになった」ような、年度途中の改編は別紙で対応している。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保育の開始には、『重要事項説明書』及び『入園のしおり』を用いて具体的に保護者に説明をおこない、同意を得ている。重要事項の説明では2部の同意書を作成し、保護者と園の双方で保管、行き違いがないように配している。また変更時には、変更になった事柄についての通知とそれについて改めて同意を得ている。また紙ベースではわかりにくいこともありがちなため保護者が集まる機会を捉えて、その場を借りて説明することもある。配慮が必要な保護者への説明のツール化はないが、個人面談やカタカナで表したり、時には通訳をお願いするといった対応もあるが、説明する側の職員の標準化への支援として、(保護者の)理解度のチェックシートや手順のフローチャート化などの準備が望まれる。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保育所を変更することが生じた場合、保育の継続性に配慮した手順、引継ぎ書などあらたまったものはないが、主に係長(主任保育士)が窓口となり、求められる書類・資料を速やかに変更先に渡し、必要に応じて口頭で伝えている。また3歳児が年長となったときこども園となることが決定しているため、4歳児が本件に関わることから、今春新入園児を受入れる(合併の)幼稚園に「説明に向くこと」を準備している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>毎日、日・週案においてその日の振り返りに取組み、子どもの満足を把握しており、また保護者とは年度当初及び随時、年数回個別の面談をおこなうとともに、奉仕作業後や参観にはクラスの懇談会をもち、更には『園をよくするアンケート』と名付けた保護者アンケートを年度末に実施、要望を確認している。保護者アンケートは管理者が担当、集計結果はホームページ上に公開している。結果については係長と協議後、管理者・係長・主任で構成される園務会において分析・検討後、具体的な改善を策定している。利用者満足の仕組みは整備されているが、「誰が書いたかわからないようにする」との工夫や、時系列(年度)で数値変化を把握して向上度合を確認する等、引き続き精度を高めていくことを期待する。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>法人で「社会福祉法人大須賀苑苦情解決要綱」を定め、毎年4月の保護者総会にて説明をおこなっている（本年は漏れているが、例年『保育のしおり』にも刷り込んでいる。令和2年度に向け用意している『保育のしおり』には記載あり）。毎年実施の『園をよくするためのアンケート』は無記名で封入のうえ投函箱に入れる仕組みには工夫があることを受けとめるが、普段から連絡ノートなどで担当職員に文字を把握されている保護者側に立つと「申し出がしやすい」か、は疑問ではある。苦情があがった際には苦情受付書を作成し、理事長の決裁後、園で保管をしている。今回集計した利用者（保護者）調査にはクレームめいた内容はあっても「聴いてもらえている」「受けとめてもらえている」感が滲み、園への信頼が表れていることから、園務会を中心に保護者（子ども）ファーストの体制にあることは覗える。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	c
<p><コメント></p> <p>保護者とは常にコミュニケーションを図り、声を拾うようにしていることは今回の利用者調査にも表れているが、「相談には複数の方法を選べる」「相手を自由に選べる」ということをわかりやすく説明した文書の用意はなく、本件に係る掲示はない。ただし、本年度より掛川市社会福祉法人等社会貢献研究会が地域福祉推進の一環として奨励する「福祉 なんでも相談窓口」となり、のぼり旗や看板で「保育以外の相談にも応ずる」ことを告知している。相談をしやすいスペースの確保は建物の構造上でできていないため、保護者は事務所（衝立などはない）で話をするようになる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>職員が保護者から相談を受けた場合、記録を残す専用シートがあるが、定められたマニュアルはできていない。また職員は「言ってもらいやすい」関係づくりを旨とし、普段から送迎時に保護者と職員が立ち話をしている姿を事務所から管理者や係長が視認しているほか、意見箱設置や無記名アンケートの実施など保護者が伝える機会も設けている。保護者から相談があれば速やかに直属の上司や特別支援コーディネーター等に報告をすることが慣習的にルール化されているが、『苦情解決マニュアル』にその記載はない。相談や意見については園務会で協議のうえ改善策を検討し、その結果は職員と共有している。なお、法人内に苦情解決委員会が設置され、毎月1回の話し合いには園の苦情解決責任者の出席があるも、本件における仕組みとして浸透している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>避難訓練・不審者対応・ヒヤリハットの担当者を決め、毎月1回ヒヤリハット会議（管理者、係長、主任、保育者）を開き、事例検討とともに危機管理についても協議しており、今年度のヒヤリハットが53件（事故は設備の問題に因るもの2件）という数字を見ても、職員が</p>		

<p>真摯に取り組んでいることが窺える。また、法人では事故対策委員会を設け、園からは係長・主任が出席のうえ、現状把握と課題解決及び未然に防ぐ方策について月一度（必要に応じて随時）話し合いの場をもっている。『事故防止マニュアル』『不審者侵入対応マニュアル』等を備え、また園内掲示のハザードマップは毎年書き換えているが、安全確保のための実施状況や実効性については確認に留まり、定期的な評価・見直しには及んでいない。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント> 法人において感染症対策委員会を設置（月一度開催、園からは係長、主任が出席）のうえ、予防対策に努めており、『感染症マニュアル』も備えている。マニュアルの見直しは定型業務に位置付けられてはいないものの毎年衛生講習をおこない、職員の周知徹底による対策を施すとともに、「せっけんって泡立てて～」の歌は子どもたちの愛唱歌として親しまれ、園内の手洗い習慣を浸透させている。また感染症が発生した場合は、一斉メールで保護者に状況とともに留意点等必要な情報を発信している。昨年予想外のインフルエンザ蔓延（20数名、西部保健所届出済）となり、貴重な経験を教訓として本年度は例年にも増して早めの予防策を励行している。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント> 『「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合の防災対策』『地震・津波訓練マニュアル』『風水害避難対応マニュアル』を備えている。年間防災計画に沿って訓練をおこない、火災での通報訓練は消防署と連携した実施が叶っている。備蓄（水のほか原発の放射能対策のカップ等）についてはリストを作成し、係長が管理整備担当となり、保管は避難場所の小学校に依頼している（ハザードマップには入っていないが海拔4メートルという立地のため）。保護者への連絡は、「園もしくは横須賀荘学校3階」と申し合わせてはいるが、災害用伝言ダイヤルを訓練等で試したことはない。今後はICT導入で同じ機能が可能になる予定としている。今後は小学校以外にも消防署や自治会との協力体制が敷かれることを期待する。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント> 保育理念（法人理念）や保育方針の中では「子どもの尊重」を謳っているが、プライバシー保護についての姿勢については特段表記していない。『全体的な計画』を踏まえ、『保育園経営書』『保育のしおり』を作成、いずれも全職員共有しており、「標準的な実施方法はある」と受けとめられる。また「保育構想（保育理念・保育方針・保育目標・重点目標・スローガン）」を背景に「本年度の取組み（保育の方法・保育環境・保育の質の向上・保護者支援・保育の社会化等）」が決定しており、さらに活動計画や内部研修計画、月案、週案へと展開して</p>		

<p>いることは『保育園経営書』から読み取れる。この仕組みが園にとって職員への「個別指導」「周知徹底」となっていないとする自己申告があるため、今後は職員会議またはクラス会議、研修の取組みについて見直しを期待する。園においても、こども園への移行を踏まえ「保育の手順書」等は必要であるとし、作成を予定している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント> 『保育の内容に関する全体的な計画』は検証・見直しをおこなっている。まずはクラスごとに見直し、その内容を園務会において再度検証との流れを以て全職員参加で取組み、職員から出た意見や保護者アンケートの結果を次年度の事業計画に反映させている。現在検証・見直しの実施時期は年度末のみのため、半期～四半期での確認が実施されることで、指導計画の内容反映を確かなものとし、年度内におけるマネジメントサイクルが機能するとともに次年度へ精度の高いバトンが渡ることを期待する。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p><コメント> 指導計画については保護者と面談を通して意向を掴み、総合的な支援方法を検討のうえ策定、また個の支援を要する子どもに関しては専門機関からの意見を踏まえ立案している。児童票並びに家庭調査票はあるが、アセスメント手法並びにその仕組みは確立されていない。四半期に作成した指導計画を月案・週日案に落とし込み日々の保育につなげ、クラス単位で振り返っている。さらに、週単位で管理者と係長が週日案に目を通し、必要に応じてコメントまたは口頭で指導している。園単独の支援が困難なケースでは、福祉・発達支などの専門機関や教育委員会、市の担当者を交えてケース会議をおこない、総合的な支援にあたっている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント> 指導計画書の見直しは年度末に実施している。各クラス→園務会→職員と多面的に段階を踏んで取組んでいるが、指導計画書を緊急に変更したことはこれまでになく、そういった場合を想定した仕組みは整備されていない。見直した結果については、主に園務会と園内研修の担当者で不十分な点、改善が必要な事柄を次年度の計画の作成反映させている。年1回の見直しは「定期的」とは言い難く、指導計画書にある1期（4月～5月）、2期（6月～8月）、3期（9月～12月）、4期（1月～3月）の機会に見直しがおこなわれることを望む。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><コメント> 園で整備した『家庭調査票』の作成を保護者に依頼しており、職員で供覧後、個人ファイルにて保管している。個別の指導計画書に基づく保育がおこなわれていることはアセスメントシート（経過記録）で確認でき、記録の精度については係長が個々に指導をしている。指示命令等のトップダウンは管理者→係長→主任→各クラスと流れ、提案や進言等のボトムアップは各クラス→主任→係長→課長と、報連相の流れは確立しており、毎月定期開催され</p>		

る職員会議で情報共有を図っている。情報共有については危惧される点もあり、昨年から午後の時間にその日の保育の振り返りと次の日につなげるための夕礼を実施していたが、職員に欠員がでたことで本年度途中から中断している。そのため、現状は必要に応じて速やかに集まれるように図っている。

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
----	----------------------------------	---

<コメント>

『個人情報に関する基本規程』を職員に配布し、一人ひとりが遵守するように努めるとともに、法人で定めた『個人情報に関する基本方針』及び『個人情報に関する基本規程』に準じて、子どもの記録関係の書面は鍵付きの保管庫に収め、廃棄については必ずシュレッターをかけている。他にも『大須賀苑 共有ファイルの使用について』『PC使用時の留意事項について』等の仕様書を以てルール化され、「個別の支援計画書等共有する書面、データが含まれた書面は事務所からは持ち出さない」ことを職員間で戒めている。また法人で運営する個人情報保護対策委員会には管理者が委員として参加、検討事項や理事長からの指示を職員会議で伝達している。保護者には『保育のしおり』に「個人情報の取り扱いについて」を組み入れ、年度末の参観や4月の総会で説明をおこなっている。

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	b
<コメント>		
『全体的な計画』は、児童憲章、保育指針、地域の実態、小学校との接続、育てたい10の姿などの趣旨をとらえて策定されている。それぞれの歳児の発達、また子どもの姿に合わせた「指導計画」を編成、またアプローチカリキュラムを踏まえた見直しも、グループ討議等を中心とする研修会を通じておこない、双方係長が集約している。令和3年開園の認定こども園に係る全体的な計画についても、今後研修の場で編成していくこととしている。全体的な計画は発達過程やクラスの実態をふまえ、年度末に評価及び振り返りをおこなっているが、年に1度のため「定期的な見直し」とは言えないため、半期に1度以上の実施を望む。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント>		
保育室に温・湿度計を設置のうえ随時調整し、空気清浄機や次亜塩素酸空間除菌脱臭、アクアなどを備えるとともに換気を1時間に1回おこなって環境を整えており、訪問時にも「〇〇君、(服を1枚)脱ぐ?どうする?」と保育者が個々の子どもの体感を気かけ声かけする		

様子を視認している。また早遅番の職員が遊具や設備の点検を毎日おこない、更に毎月職員で分担をして園内の自主点検を実施するほか、子どもの姿と動線を考慮して物の配置を検討（※1）している。

嘔吐処理の実演を含む衛生講習を毎年繰り返し、衛生管理（※2）の仕組みを整備するなどのハード面だけでなく、安心して昼寝ができるよう傍について寝かしつけをおこなったり、「手洗いの歌」を子どもと一緒に歌いながら丁寧に洗うことができるように支援している。

※1 窓ガラスは飛散防止のフィルムを貼る／家具は地震に備え転倒防止を施す

※2 出来る限り活動の場所と食事・昼寝の場所を別にする／寝具は常に活動をする部屋ではないところに収納する／室内やトイレの消毒について衛生管理チェック表で毎日チェックをおこなう／トイレをはじめ手洗いの場には紙ペーパーを設置

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
----	---	---

<コメント>

入園時に保護者に作成してもらう『家庭調査票（※）』や年度初めの個別面談を通じて子ども一人ひとりを把握している。保育構想のなかで、「応答的な保育（その子を肯定的に受け入れる）」「協同的な保育（自分で選ぼう・話し合おう・あなたはどうしたいの 問いのある保育）」を謳い、また重点目標に「自己肯定感を育む」を掲げ、職員が子ども一人ひとりを受け止めていけるよう意識づけを図っている。どの子どもも担任とか、そうでないとか関係なく、話しかけたり、甘えたりしており、外部者にも垣根なくかかわろうとする姿から、受容と肯定的な対応が日常にあることが覗えた。

※乳児については『家庭調査票』とともに『個別生活』も作成してもらっている

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
----	---	---

<コメント>

法人理念「利用者（子ども）一人ひとりが、（その人）その子らしく自立した生活を営むことができるように支えることを目指す」を軸に、『全体的な年間計画』や『年間指導計画』、月案・週案を作成しており、『年間指導計画』には歳児ごと「年間目標」を設定（※）、個々の発達に合わせて基本的な生活習慣が身につくように計画と目標をもっている。例えば、1歳児の『年間指導計画』3期では「トイレの便座に座る習慣を身につける」とあり、4期になると「鼻水が出たことを知らせ拭いてもらおうとする」と具体的に記載しており、言葉や試用（やってみせ）で示すだけでなく、絵本・紙芝居、歌（手洗い等）を用いて子どもにわかりやすいようにとしているが、ペープサートや絵図などツールを増やしていくことを期待する。

※年間指導計画の歳児ごとの年間目標

0歳児：家庭との連携を取りながら、一人ひとりの生活リズムを整え、基本的な生活習慣の芽生えを養う

1歳児：安心できる保育者との信頼関係の中で、簡単な身の回りの事を自分でしようとする

	<p>2歳児：簡単な身の回りのことを自分でやってみようとする</p> <p>3歳児：生活に見通しを持ち、自分の身の回りにことは自分でしようとする</p> <p>4歳児：いろいろな活動に丁寧に取り組み、自分でできる事の範囲を広げていく</p> <p>5歳児：基本的な生活習慣や社会生活に必要な態度を身に着け、自分の力を発揮しながら意欲的に行動する</p>	
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>職員会議で保育構想に触れ、またクラスで話し合いをしながら、室内の環境を子どもの姿に合わせて構成したり、園庭の環境を検討、子どもが自らあそびを見つけ十分にあそぶことができるように援助をしている。子どもが自ら「やりたい」「やってみよう」と思う気持ちを尊重し、自ら遊び出せるようコンテナやタイヤ、築山など素材を用意している。今では遊びを考え出し、築山で「化石発掘！」と喜ぶ姿もある。牛乳パックやフェルト、お手玉、チェーンを使った手作りおもちゃも人気で、年長児が遊ぶ様子を年中・年少児が見て取り入れている。保育者が立てた指導計画に合わせるのではなく、まずは子どもの姿をよく見て、どうしていくか考えるようにしている。</p> <p>午前中は「みんなであそぼう」とし、雨天以外は戸外に出て昼食までたっぷりあそぶ時間を設けるとともに、園庭の草を刈るときにクローバーは残し、花壇や木の下などで虫探しができるようにしたり、冬季、プールに氷が張った時は安全に気をつけながら氷とりをして、とれた氷を触ったり観察する等「自然の中での偶然の出会い」からの情操教育にも配慮するほか、3・4・5歳児は毎年親子での遠足もセッティングしている。</p> <p>※身近な自然とふれあう機会の例： 園庭に小さな畑があり、白菜や芽キャベツ、エンドウ豆、水菜などが育っている（近隣から毎年野菜の苗が届く）</p> <p>※地域の人と接する機会の例：近隣の幼稚園・小学校・中学校・高校生と交流</p> <p>※表現活動の例：廃材を室内に置く</p> <p>※運動の例：園庭に（走るための）ラインを引く/フープ・ボール・平均台・三輪車</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>元幼稚園だった園舎を保育園にしたことで部屋数が少なく、0歳児と1歳児が同じ保育室で過ごしているため、隣接の事務所を改築して乳児が食事をする部屋とすることで、あそびの部屋と食事の部屋が分かれ、安全面だけでなく生活のリズムの違いにも対応できるようになったが、0歳児が長時間過ごすことに適した設備としては不十分である。</p> <p>現在0歳児5名、ダウン症の1歳児を加えた6名に、保育者2名と経験の長い保育補助1名の3人体制なもの、食事は決まった職員が担当して愛着関係を育てている。喃語やしぐさ、表情をよくみて、やわらかな口調で語りかけ、また言葉にならない思いを受けとめたりと、その子のその日、その時に寄り添うとともに、「もういっぱい」と前のめりになったり、「やりたい」と目を輝かせる姿に合わせて、玩具や絵本を揃えたり、園庭に出てあそんでいる。</p>		

また、できる限り登降園時に保護者とコミュニケーションをとるように心がけ、連絡ノートを活用して密に連携ができるようにしている。

A⑦

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

一人ひとりに適切な支援ができるよう発達を見極め、自分でやりたいという子どもは見守り、やって欲しいと甘えてくる子どもはその気持ちを受容し、また必要に応じて、子どもが落ち着いて過ごすことができるように少人数に分かれて活動している。事故防止に気を配りながらも、興味のあるあそびを存分に楽しむことができるよう、保育者が驚いたり、「おもしろいね」「きれいだね」と子どもに語りかけ、保育者自身も一緒に遊び込むことで子どもの安心を培っている。一方周囲の子どもへの関心が高まっていく年齢でもあり、子ども同士のトラブルも起きがちで、そんな時はお互いの思いを汲みながら、気持ちを代弁したり、言葉を補いつつ、ルールも伝えている。また園庭では他の年齢の子どももあそんでいるので、大きい子どものあそびを真似たり、異年齢児活動が功奏して自然に一緒にあそんでいる。保護者とは登降園時にコミュニケーションをとり、必要に応じて面談をおこなっているが、「気になる子」が増加していることから、連絡ノートや生活の可視化等の取組みがあることを期待する。

A⑧

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

3歳児は担任2名としている。興味関心のあることで環境をつくり、自分からあそびを見つけてスタートできるよう配慮している。また友だちの名前を覚えたり、あそびの中でぶつかり合うことも経験する中、保育者が見守り、仲立ちして、友だちと楽しくあそぶうえでのルールも知っていくよう援助している。

4歳児は、友だちと関わってあそぶ事ができるように室内の環境をセッティングしている。積み木（カプラ）やカードゲームでは、自分なりにもったイメージや表現を発信して、友だちと一緒にあそぶ喜びを味わっており、ごっこあそびや好きなことが制作で出来るように、材料や玩具をいつでも使えるよう用意している。保育者はあそぶ姿を通して育ちを確認しつつ、個々に合わせて連携を図っている。また、集団の中で自分の力を発揮する醍醐味を感じる場として運動会や「きらきらステージ（※）」を企画している。

5歳児は就学に向け、自分で衣服の調整（脱いだり、着たり）ができるように支援したり、身近な自然現象に興味をもてるよう保育者から投げかけている。また、行事や制作を通じて「互いに助け合いながら役割をやり遂げた達成感や充実感を自信に変えていく」「交流を通して、人と関わる面白味や感謝の気持ちを育む」といった経験をしている。

保護者には、保育参加や参観を通じて事業所の取組みや子どもの姿を見てもらえるほか、毎年公開保育を実施、いつも応援くださる地域の皆さんや、幼小中高の先生を招いている。年間指導計画に基づいた保育が実践されているものと推量されるも、自己評価や聞き取りからは、「なぜするのか」「何をしたらそうなったか」といった実効性が受けとめづらく、保育者の質の標準化が不十分であると受けとめた。

※ リズム運動や遊戯などの発表会。保護者も観覧する		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>壁やカーテン等室内は強い色味のものは避け、気持ちが落ち着けるようにしている。何らかの障害のある子どもには保護者とも面談を重ね、家庭での様子や保護者の願いも汲みつつ個別の指導計画を作成することで職員の共通理解を進め、全職員でその子を支えていくように図っている。さらにその子を理解するために、「掛川小笠保育士会」や「かけがわ乳幼児教育未来学会」で開催の発達支援に関する研修で学んだり、専門機関に相談に出向き、知識や情報を得ている。クラス担任や特別支援コーディネーターが保護者と必要に応じて個別の面談をおこなうなどして、子どもの姿を確認している。</p> <p>クールダウンのスペースを明確に確保したり、発達に応じたイラスト（図）カードの作成、グループ保育で本人の成功体験を積み重ねるといった子どもへの支援ツールを増やすとともに、保護者面談は「必要に応じて」ではなくサポートプランを策定して定期で実施することを期待する。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>定期的にデイリープログラムについての振り返りをおこない、あそびの時間、食事の時間、午睡の時間が適切か、見直しをしている（※1）。決して満足とは言えないハード面であっても、一人ひとりの生活リズムを護るとともに少人数での保育の実現に向けて、あそび・食事・午睡のスペースを分け、ゆったりと過ごすことができるようにしている。（改築工事後）スペースを分けたことで「早く食べたい子」「早く眠りたい子」「もっとあそびたい子」と、その子に、より応えることができるようになっていく。</p> <p>時間外保育のおやつや食事は、夕方18時以降の利用がほとんどないため、提供はしていない。時間外保育担当職員と担任との間で、その子の日中の様子を交えながら引継ぎ（※2）をしているが、漏れてしまう事もあるため今後はICT活用を更に推進して情報共有を確かなものとしていきたいとしている。</p> <p>※1 「あそびの時間はたっぷりか」「食事の時間は個々の状況に合わせて、食べたい子から摂れているか」「午睡の時間が個々の状況に副っているか」等の検討目安をもつ一方で家庭での生活リズムや睡眠時間に影響がでないよう、目覚める時間は従来より30分早めている</p> <p>※2 タ礼（現在は一時中断）での情報共有／ノートを使つての連絡事項の伝達／ホワイトボードの活用</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>『保育の内容に関する全体的な計画』の中の「小学校との連携（接続）」（※1）に基づき、近隣の小学校に出向き、子どもは1年生（※2）や5年生（※3）との交流会や行事参加を</p>		

通じて校舎に馴染み、保護者は説明会にて小学校以降の生活に見通しが持てるようにしている。また、要録の作成をおこない、就学時に複写を小学校送付するとともに、市の指導のもと中学校区内で学園化構想研究会が運営される中、研究部内の研修や合同研修会、保幼小の連絡会と連携を強める場が設けられている。

運動会には卒園児が参加する等、子どもは普段から小学校との交流が豊富である。今後は就学時健康診断の時期を目安に保護者と個別面談を実施のうえ、小学校入学に向けた必要なこととお互いに確認できる機会を増やすことを期待する。

※1 「小学校での生活や学習の基盤となるよう～」「創造的な思考や主体的な生活態度の基盤につながるよう～」など、小学校以降の生活をイメージして保育の計画を立てている

※2 主にあそびで交流している。「学校探検」「集団ゲーム」

※3 「プール」

A-1-(3) 健康管理

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
-----	------------------------------	---

<コメント>

入園時に入手した『家庭調査票』を職員間で共有、年度末には一旦家庭に戻し変更点を訂正してもらっているが、今後は変更点を速やかに申告してもらい、職員が赤ペンで加筆修正することを望む。マニュアルの備えはないが(※1)、登園時の視診に配慮して毎日一人ひとりの心身の状態把握に努めている。体調悪化については保護者に電話で連絡をし、場合によっては医療機関への受診につなげているが、マニュアル作成時には「連絡基準(※2)」「対応方法」「子どもの健康記録」などを盛り込むよう期待する。現在ない『保健計画』は、その必要性を感じており、来年度作成予定としている。

SIDS(乳幼児突然死症候群)については、0歳児は5分毎、1・2歳児は10分毎のチェックと時間を定め記録をとっているが、保護者には本件の情報提供や説明をおこなっていない。

※1 子どもの健康・保健に関するマニュアルは来年度に向け作成予定

※2 本人の平熱プラス0.5度等、どの職員も同じ対応ができる目安

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
-----	-----------------------------------	---

<コメント>

健診の結果を職員間で共有できるよう書面化され、必要に応じていつでも速やかに取り出せるように保管しているが、『保健計画』が備わっていないため、健診結果は記録のままで具体的に機能できるものに反映できていない。結果は保護者に書面で伝えているが、今後は健診前に問診票などを配付して、健診への関心や意識を高める支援を望む。また、『保健計画』の策定にあたっては、「歯みがき指導のパターン(多様な子、気になる子)」「早寝早起き励み表」等、現場に具体的に反映できるものを組入れ、職員(=保育)の質の向上につなげるよう期待する。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
-----	--	---

<コメント>

毎年、保護者には『食物アレルギー学校生活管指導表』の提出を依頼している。「何のアレルギーがあるか」「どのような症状なのか」「医師からの指示内容は」等を把握のうえ、年度はじめに該当する保護者・担任・栄養士とで面談を実施、『アレルギー対応ガイドライン』に沿った対応をおこない、アレルギーに配慮が必要な子どもの一覧は事務所に掲示している。アレルギーの子どもの食事については予め別に配膳をし、トレイを変えて間違えないようにとの対応はあるが、「除去する食材のプレートを置く」「チェック表の活用」といったダブルチェック、トリプルチェックへの取組みは不十分である。保育士会や保健会は開催する本件の研修には可能な限り参加に努めているが、定期での学びを位置付けてはいない。また子どもや保護者に向け、アレルギー疾患や慢性疾患などについて理解を進めるサポートもおこなえてはいない。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
-----	----------------------------------	---

<コメント>

食育計画の作成、嗜好調査、給食業者との連携が日常の中で無理なく実施され、「食事を楽しむ」ことへの取組みが浸透している。

0歳児、1歳児については少人数ずつの対応を可能とするランチルーム方式を取り入れている。食べたい子、あそびにきりのついた子から自由にビュッフェでき、あそびに満足をした後の食べたい思いを十分もって席に着くので、意欲的な食事へと実っている。

発達に合わせて椅子や食器を変えるなどの工夫はあるが、発達段階に合わせた援助には更なる学習が必要としている。離乳食などは家庭の状況調べに基づき、寄せられたらなお良い(※1)。

給食会議(※2)では献立や調理形態などについて、栄養士や調理員と協議を重ね、しっかり完食できるよう個々の「食」について検討している。

訪問時には、4歳児と5歳児が3歳児の面倒をみつつ、ハイキングのように室内でおにぎり給食をひろげる様子を視認、「僕、おかわりしようかな〜」「わたしねえ、沢山食べられるんだよ」と屈託なく気持ちを表し、自ら進んで行動できる様子に頼もしさを感じ、また年少の子の手を年長の子が引いて誘導する姿に成長の跡を受け止めた。

※1 租借能力や発達状況を客観的に測る物差しを用意、ステージを設けて「この段階だからこの形態」というものを掴んで、家庭の状況とすり合わせる(→事業所の把握が確かであれば家庭の方が合わせる、ということもある)

※2 給食会議は月1回おこなわれている
保護者との4者面談／おにぎりデイ／お祭り食／流しソーメンを企画
5歳の子どもが「卒園前に食べたいメニュー」を考える機会も設けている(カレー、手作りハンバーガー、ポテト・ハンバーガー等が希望としてあがっている)

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
-----	---	---

<コメント>

残食の記録から分析検討するとともに、年に1回保護者にアンケートを実施のうえ、献立や調理の工夫に反映させ、離乳食を中・後期としたり、具合の悪い時にはおかゆを提供する等、発育状況や体調を考慮している。

時節料理や行事食を献立に取入れ、クリスマスのケーキを子どもと一緒にデコレーションしたり、5歳児には食べ方やマナーを心得る等をねらいに「一匹魚の日」を設けるとともに、畑の野菜でつくった醃酏味と匂を味わっている。

調理員・栄養士は、旧く狭い厨房であるも5Sに努め、『安全衛生管理マニュアル』『大量調理施設管理マニュアル』に沿って、『食品衛生点検表』にて毎日チェックを重ねているが、子どもたちの話を直接聞いたり、食育講座を開くといったことはおこなわれていない。

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「登降園時のやりとり」「連絡ノート」「クラス毎のホワイトボード」「必要に応じて一斉メール」で保護者とのコミュニケーションが担保され、保護者アンケートでは一つひとつの事柄に大なり小なりの不満はあっても、事業所のことを信頼していることが覗え、関係は良好と受けとめられる。</p> <p>入園時には重要事項を説明のうえ同意を得ており、また4月の保護者総会でも「大切にしていること」「日頃の取組み」を伝えるほか、『保育参加(※)』や運動会、『きらきらステージ』を通じて保護者と子どもの成長を共有している。また保護者の代表である『保護者会』は管理者と主任も同席して年6回集い、ゲームや行事食の試食会などの親睦タイムもあり、忌憚ない意見の発信に結ばれている。</p> <p>家庭の状況や情報交換の内容など個別のことは、一人ひとりのアセスメントシートの「保護者・子どもの意向(思い・ニーズ・願い)」に必ず記録をし、日々の保育につなげている。</p> <p>※ 保護者に半日保育者としてクラスの中にはいってもらう取組み</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>「保護者に元気に挨拶をする」ことを励行、出来る限り会話をもつように職員には伝えているが、全ての職員ができてはいない。歳児が異なっても子どもの名前を呼び、兄弟姉妹の関係を把握している様子から、全職員が一人ひとりの子どもについて共有していることは明らかで、その点では保護者は大いに安心していると思われる(アンケートからも確認されている)。</p> <p>働くお母さんに気遣って夕方や土曜日に面談を実施しているが、「土曜祝祭日保育の対応には不満である」との保護者の声がアンケートから確認されているため、職員数が足りない事など理解を求める謝罪や説明に工夫があることを望む。</p> <p>常には各クラスの保育者が保護者の悩みや質問を受けているが、特別支援については特別支</p>		

援コーディネーターが担当、内容によっては上位者が代わっており、いずれの対応者も個々のアセスメントシートに記録を残し、組織のツリーに沿って報連相を果たしている。		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>『虐待対応マニュアル』を備え、虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてハウツーはもっているが、職員研修までに及んでいない。子どもの表情や体の傷、つぶやきなどサインを見逃さないよう丁寧にかかわり、必要と判断したときは保護者に面談をお願いして状況を把握している。一方予防も大切とし、保護者に出来るだけ声をかけ寄り添い、頑張っていることを認めたり、地域資源で使えるものがあれば情報提供をおこなっている。</p> <p>掛川市には毎月報告を義務づけられており、「保護者の言葉がきつい」「手をあげているようだ」といった段階から情報共有して、早めの対応がとれるよう図られているが、現状は児童相談所に至るまでの事案はない。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>週案、月案などで保育を振り返る日々を積み、年に2回『自己評価（※）』で項目毎に千エックに取組み、職員間で状況を伝え合い、次への意欲につなげている。また個々の結果を集計して全体の強みや弱みを浮き彫りにさせ、各自1冊ずつ携えることでいつでも確認できるよう成長を支援している。</p> <p>今後は『公開保育』の事前、事後研修等、保育者同士が研鑽できる場を豊かにしていくことを期待する。</p> <p>※自己評価の項目例</p> <p style="padding-left: 2em;">子どもとのかかわり（生命の保持・心の安定／健康・安全／人とかかわり／表現活動言葉）</p> <p style="padding-left: 2em;">保育環境（環境づくり～心地よい生活の場）</p> <p style="padding-left: 2em;">保護者とかかわり（情報の発信と受信／マナー／良好な関係と協働性／向上</p>		